

# 重要事項説明書

医療法人恒昭会

あおば訪問看護ステーション

## 重要事項説明書

あなた（またはあなたの家族）が利用しようとしている訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問してください。

### 1. 訪問看護サービスを提供する事業者について

法人名称	医療法人 恒昭会
代表者職・氏名	理事長 横田 玲子
本社所在地	大阪府茨木市高田町11番18号
法人連絡先	電話番号 072(627)7611 ファックス 072(626)1714

### 2. ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	医療法人恒昭会 あおば訪問看護ステーション		
指定事業所番号	介護保険 大阪府指定(2769390077) 医療保険 大阪府指定(9390077)		
事業所所在地	大阪府大阪狭山市東池尻1丁目2198番1(青葉丘病院内)		
電話番号	072(365)7841	ファックス	072(365)7842
通常の事業実施地域	大阪狭山市 ・ 富田林市 ・ 堺市 ・ 河内長野市		

#### (2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問看護の提供することを目的とする。
運営の方針	利用者が可能な限り居宅において、能力に応じ、自立した日常生活を営むように配慮を行ない、常に利用者の立場に立って看護サービスを提供する。また、地域との結びつきを重視し、市町村、他のサービス機関との密接な連携に努めることとする。

### (3) 営業日及びサービス提供可能な日と時間帯

営業日・時間	月曜日から土曜日。ただし、国民の祝日、 年末年始（12月30日から1月3日まで）を除く
提供時間	午前8時45分から午後5時

※緊急訪問看護加算契約の場合は、緊急時は営業時間に限らず24時間対応

### (4) 事業所の職員体制

事業所の管理者	所長 佐野 かおり
---------	-----------

職種	職務内容	人員数
管理者	事業所の運営及び管理	1名
看護・リハビリ職員	下記3.(1)のサービスを提供する	14名
事務職員	一般事務及び請求業務	1名

## 3. 提供するサービスの内容と料金および利用料について

### (1) 提供するサービスの内容について

サービスの種類	サービスの内容
看護計画の作成	主治の医師の指示に基づき、ご利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的サービス内容を定めた訪問看護計画の作成
病状の観察	血圧、体温、脈拍、呼吸のチェック 病状、障害、全身状態、精神状態の観察
日常生活の援助	清潔保持：全身清拭、洗髪、手浴、足浴、入浴介助 (口腔、目、耳、爪などのケア) 食事及び排泄の援助と指導
医師の指示による医療処置	褥創（床ずれ）の予防・処置 カテーテル等の交換・管理 その他医師の指示による処置
リハビリテーション	機能低下予防、関節の拘縮予防 日常生活動作の訓練 嚥下訓練
認知症の看護と相談	生活リズムの取り方、事故防止のケアなど
介護者に対する支援	介護、日常生活に関する相談 精神的支援

※理学療法士等（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）による訪問の場合

- ・理学療法士等が訪問看護を提供している利用者については、利用者を実施した看護（看護業務の一環としてのリハビリテーションを含む）の情報を看護職員と理学療法士等が共有するとともに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書について、連携して作成する。
- ・訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたり、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化に合わせた定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態について適切に評価を行うとともに、理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合、看護職員の代わりにさせる訪問であること等を利用者に説明し、同意を得ることとする。
- ・対象者の範囲について、理学療法士等が行う訪問看護については、「通所リハのみでは家屋内におけるADLの自立が困難である場合」とする。

(2) 提供するサービスの料金とその利用料について

基本利用料	健康保険及び公費負担割合による自己負担分
超過加算	営業時間内の訪問看護が2時間を超過した場合 基本利用料に加えて 1,000円 / 30分 営業時間外の訪問看護が2時間を超過した場合 基本利用料に加えて 1,000円 / 30分
自費	5,000円 / 30分

- ・24時間対応体制加算 : 6,400円 / 月

ステーションの名称、所在地、電話番号及び時間外の連絡方法（電話番号等）を記載した文章を交付し、電話等により看護に関する意見を求められた時に常時対応でき、緊急時訪問看護を必要に応じて行なう場合に1ヶ月に1回上記料金の負担額を請求。

・複数名看護加算

看護職員が看護職員等と同時訪問 : 4,500円

看護職員が看護補助者と同時訪問 : 3,000円（週3日）

同上の同時訪問 : 1回 : 3,000円 2回 : 6,000円 3回以上 : 10,000円

（別に厚生労働大臣が定める場合に限る）

・長時間訪問看護加算 : 5,200 円  
(別に厚生労働大臣が定める者の場合は3日/週まで)

・乳幼児加算・幼児加算 : 1,500 円 / 日

・緊急訪問看護加算 : 2,650 円 (1回/緊急時の訪問看護)

利用者又は家族の緊急の求めに応じて、主治医の指示により連携する訪問看護ステーションの看護師が訪問看護を行った場合に一日1回算定。なお主治医の属する診療所が、他の保険診療機関と連携して24時間の往診体制及び連絡体制を構築している場合、主治医が対応していない夜間等においては、連携先の保険医療機関の意思の支持により緊急に訪問看護を実施した場合も含まれる。

・訪問看護ターミナル療養費 : 25,000 円

※自宅看取りの場合、死後の処置料(エンゼルケア)が別途保険外で15,000円

・特別管理加算 : 5,000 円 または 2,500 円

特別な管理を必要とする利用者(下記)に対して、指定訪問看護事業所が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行ない、かつ月4日以上指定訪問看護を行った場合は、1ヶ月に1回下表の額を加算請求。

特別管理加算 (I) 500 単位/月
在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態
在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
気管カニューレを使用している状態
留置カテーテルを使用している状態
特別管理加算 (II) 250 単位/月
在宅自己腹膜灌かん流指導管理
在宅血液透析指導管理
在宅酸素療法指導管理
在宅中心静脈栄養法指導管理
在宅成分栄養経管栄養法指導管理
在宅自己導尿指導管理
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
在宅自己疼痛管理指導管理
在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
真皮を越える褥瘡の状態
点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態

・訪問看護利用料（医療保険適応）

頻度	基本療養費	管理療養費	24時間対応 体制加算	総費用	負担額
週1回 (月4回)	23,700円	16,440円	6,400円	45,040円	( 割)
週2回 (月8回)	45,900円	28,440円	6,400円	79,240円	
週7回 (月30回)	184,000円	94,440円	6,400円	283,340円	

・加算の有無

24時間連絡 対応加算	有・無	1月あたりの利用料(負担金)	6,400円(0円)
特別管理加算	有・無	1月あたりの利用料(負担金)	2,500円(0円)
	有・無	1月あたりの利用料(負担金)	5,000円(0円)

4. その他の費用について

サービス提供にあたり必要となる利用者の 居宅で使用するオムツ、衛生材料、電気、 ガス、水道等の費用	<u>利用者（お客様）の別途負担</u>
通院介助・外出・外泊 (旅行に付き添う看護師の交通費、宿泊費)	<u>利用者（お客様）の別途負担</u>
保険外サービス中に使用する、衛生材料 食品等の費用	<u>利用者（お客様）の別途負担</u>

5. 訪問看護サービス内容の見積もりについて

日常生活の状況や利用意向をもとに作成したものです。

契約締結後のサービス提供は、この内容に基づく「訪問看護計画」を作成し実施しますが、状況の変化、意向の変動などにより、内容変更を行なうことも可能です。

(1) 訪問看護計画作成者

氏 名 : \_\_\_\_\_

(2) 提供予定の訪問看護の内容と料金

曜日	訪問時間帯	サービス内容
月		
火		
水		
木		
金		
土		
日		

### (3) その他の費用

オムツ・衛生材料等	利用者（お客様）の別途負担となります。
-----------	---------------------

### (4) 1ヶ月あたりの利用者負担額（利用料とその他の費用の合計）のめやす

利用者負担額のめやす額	円（医療保険 割負担）
-------------	-------------

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払は、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

## 6. 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

・利用料・その他の費用の請求	ア. 利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ. 請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月中旬頃に利用者あてにお届けします。
・利用料・その他の費用の支払い	ア. 郵便・銀行振替（所定の申込用紙に記入ください） 請求月の27日に自動振り替えします。振替日の前日までに指定口座にご入金ください。 イ. 現金払い 口座振替サービス開始まで2カ月の期間が必要な為、口座振替サービス開始の前月までは現金でお支払いください。 ウ. お支払いを確認後に、領収書を発行し利用者あてにお届けします。必ず保管をお願いします。

## 7. 高齢者虐待防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次にあげるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。



## 8. 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>・利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）はサービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>・個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

## 9. 事故発生時の対応について

当事業所が利用者に対して行う訪問看護サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。又、当事業所が利用者に対して行った訪問看護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、以下の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険
補償の概要	訪問看護事業者が業務に起因して対人・対物事故を起こし、法律上の賠償責任義務を負った場合に、その損害を補償します。

## 10. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医にご連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡します。

家族等氏名（続柄）		連絡先	
家族等氏名（続柄）		連絡先	
医療機関・診療所名			
主治医		連絡先	

## 11. サービス提供に関する相談、苦情について

<b>【事業者の窓口】</b> 医療法人 恒昭会 あおば訪問看護ステーション 所長 佐野 かおり	<b>所在地</b> 大阪狭山市東池尻1丁目2198番1 電話：072-365-7841 <b>受付時間</b> 午前8時45分～午後5時
<b>【公的団体の窓口】</b> 大阪府国民健康保険団体連合会	<b>所在地</b> 大阪市中央区常盤町1-3-8 電話：06-6949-5418 <b>受付時間</b> 午前9時～午後5時

12. 重要事項説明の年月日

重要事項の説明年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

上記内容について、「指定訪問看護事業の人員及び運営に関する基準」に定める内容に基づき、ご利用様に説明を行いました。

事業者	法人所在地	大阪府茨木市高田町 1 1 番 1 8 号
	法人名	医療法人 恒昭会
	代表者名	理事長 横 田 玲 子
	事業所名	医療法人恒昭会 あおば訪問看護ステーション
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

ご利用者様	住 所		
	氏 名		
代筆の場合の代筆者氏名 (ご利用者様との続柄等)		続柄等	

代理人 (成年後見人等)	住 所		
	氏 名		

